

**知**  
っておきたい  
**国保の  
ポイント**

# こんなときは**14日以内**に届け出を!

手続きの際には、異動がある方全員のマイナンバーがわかるもの  
(マイナンバーカード、または通知カードと写真入りの身分証明書)  
が必要となります。

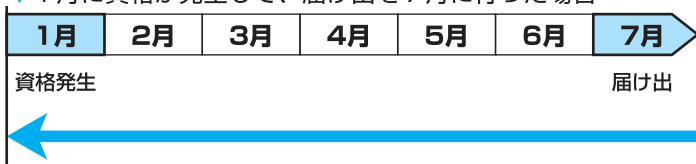
		手続きに必要なもの		
		マイ ナン バー	保 険 証	その他必要書類など
国保に加入	他の市町村から転入してきたとき	○		転入手続き後に加入手続きをしてください
	職場の健康保険をやめたとき	○		職場の健康保険をやめた証明書
	家族の健康保険の被扶養者資格を喪失したとき	○		被扶養者の資格を喪失した証明書
	子どもが生まれたとき	○		保護者の保険証
	生活保護を受けなくなったとき	○		保護廃止決定通知書
国保をやめる	他の市町村に転出するとき	○	○	
	職場の健康保険に加入したとき	○	○	両方の保険証 (国保と新たに加入した健康保険)
	家族の健康保険の被扶養者になったとき	○	○	
	国保の被保険者が死亡したとき	○	○	
	生活保護を受けるようになったとき	○	○	保護開始決定通知書
その他	住所、世帯主、氏名などが変わったとき、 世帯構成に変更があったとき	○	○	
	修学のため、他の市町村に転出したとき	○	○	在学(園)証明書
	保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったりしたとき	○		本人であることを証明するもの(使えなくなった保険証、運転免許証など)

国民健康保険は、いざという時の病気やけがに備えて加入者がお金を出し合い、必要な医療費に充てる助け合いの制度です。国保に加入するとき、やめるとき、家族に異動があったときなどは、必ず届け出をしてください。

## 加入の届け出が遅れると...

加入資格が発生した時点までさかのぼって、国保税を納めなければなりません。また、**その間の医療費は一旦全額自己負担となります。**

▼ 1月に資格が発生して、届け出を7月に行った場合



## 脱退の届け出が遅れると...

- 届け出がされるまでの間、国保税が請求されます。  
(届け出後に精算することになります)
- 資格喪失日以降に国保の保険証を使用して診療を受けた場合、国保で受診した分の医療費を返納していただくことになります。

問合せ 健康保険課 国保年金グループ ☎029-288-3111(内線142)